平成２９年（フ）第３８号
沖縄県沖縄市諸見里２丁目７番12号　松本アパート301
債務者　宮田　　英
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１０２号
福岡県古賀市青柳765番地１
破産者　株式会社アクセスライン
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１１号
福岡市早良区内野５丁目309―16
破産者　パレック・システム株式会社
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７９５号
福岡市博多区博多駅東１丁目12番７号
破産者　株式会社アーク
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７９６号
福岡市博多区博多駅東１丁目12番７号
破産者　株式会社エー・エス・エム
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８１３号
福岡市中央区天神４丁目１番28号天神リベラ２階
破産者　株式会社アヴィーレ
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７号
長野市大字大豆島2957番地１
破産者　株式会社清水工業
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１５号
福岡市博多区東那珂２丁目４番10号
破産者　株式会社東栄
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１号
茨城県牛久市さくら台３丁目56番地５
破産者　有限会社ミキ
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
茨城県龍ケ崎市羽原町1942番地
破産者　株式会社東京国土開発
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
栃木県佐野市植下町1128　フランボワーズＤ201号室、住民票上の住所栃木県河内郡上三川町大字坂上400番地
破産者　上野　貴之
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７０号
栃木県宇都宮市竹林町620番地１　エステートナカハラ206
破産者　岡田　一美
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０２号
埼玉県越谷市千間台西１丁目13番地１（301号）
破産者　株式会社フィンエンタープライズ
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５９２号
横浜市中区山下町162番地１横浜飛栄ビル402
破産者　株式会社エスジェーコーポレーション
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３４号
横浜市南区永田北３丁目17番３号
破産者　株式会社オーシャン
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４８５号
横浜市港南区下永谷１丁目15番20号
破産者　株式会社アサコ工業
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６８号
横浜市青葉区美しが丘２丁目14番10号
破産者　株式会社ケイエープラン
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６９号
横浜市青葉区美しが丘西３丁目64番地10
破産者　有限会社カトルカール
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１５２５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央４丁目12番５号
破産者　株式会社福岡生活介護
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３６号
（最後の住所）神戸市北区南五葉４丁目４番14―206号、従前の住所神戸市長田区林山町１番地の67　高取台ロイヤルマンション308号
破産者　被相続人亡作本光浩相続財産
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６５号
神戸市中央区割塚通４丁目１番17号
破産者　有限会社ヒロイシ
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部